

参画と協働関連施策の3か年の報告

～「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく施策の効果の検証～

概要版

平成18年1月

兵 庫 県

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 検証の目的 | 1 |
| 検証の方法 | 1 |
| 検証結果 | 2 |
| 1 県民の意識と実態 | 2 |
| (1) 県民と県民のパートナーシップ(地域づくり活動) | 2 |
| (2) 県民と県行政のパートナーシップ(県行政の推進) | 2 |
| 2 市町の意識と実態 | 3 |
| 3 施策の実施状況 | 3 |
| (1) 「支援指針・推進計画(H15~H17)」の進捗状況の検証 | 3 |
| (2) 参画と協働のチャンネル活用状況の検証 | 4 |
| (3) 主な施策の実施状況の検証 | 4 |
| (4) 県職員意識・実態調査の実施 | 5 |
| 4 検証で明らかになった課題 | 6 |
| (1) 参画と協働を推進するための基本(共通)課題 | 6 |
| (2) 参画と協働の推進体制に関する課題 | 10 |
| (3) 今後のフォローアップの進め方に関する課題 | 10 |
| 検証結果に基づく対応方向 | 11 |
| 1 基本方針 | 11 |
| 2 指針・計画の補強・改訂 | 12 |

検証の目的

参画・協働条例（H15.4.1 施行）附則に基づき、参画と協働の推進に関する施策の効果の検証を行い、その結果を踏まえて、今後の参画と協働の推進方向を検討しました。

条例附則（検証）

県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

検証の方法

参画と協働の2つの場面に応じて、県民(市町)の意識や実態と、県の施策の実施状況の2つの視点から検証作業に取り組みました。

県民や市町の意識や実態の把握

参画と協働に関する県民意識や、地域づくり活動*の実施状況の変化を把握し、県民や市町は、県が進める「参画と協働」をどう捉えているのか、また、県に求めている支援は何かなどを明らかにしました。

県民意識・実態調査の実施

参画と協働に関する県民の意識や実態を把握するため、無作為抽出した県民と、地域団体や NPO、ボランティアグループなどで活動に取り組んでいる県民を対象にアンケートを実施しました。

- ・無作為抽出した県民 5,000人（1県民局 500×10）（回答率 47.4%）
「美しい兵庫指標」県民アンケートと合同で実施しました。
- ・活動に取り組んでいる県民 3,000人(以下、「活動している県民という）」（回答率 47.8%）
「地域づくり活動登録(コラボネット)」への登録団体 2,400 に加えて、兵庫県連合自治会、同婦人会の協力のもと構成団体 600 を対象に実施しました。

参画・協働出前会議の実施

参画と協働の状況や今後の推進について、地域団体、NPO、ボランティアグループや、若い世代、退職世代など多様な県民との意見交換を行う「出前会議」を、県民局において少人数での多様な方法、形態で合計 64 単位開催しました。

市町との意見交換の実施

参画と協働に関する意識や情報を共有するとともに、参画と協働施策の実施にあたっての市町と県の役割分担と連携のあり方、今後の推進方法などについて、県民局単位で、日常的な業務も含めて、意見交換を実施しました。

施策の実施状況の把握

「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の進捗をはじめ、県はどのような施策をどのように実施してきたのか、さらに今後の課題などについて、「年次報告」も活用しながら明らかにしました。

「支援指針・推進計画（H15～H17）」の進捗状況の検証

「地域づくり活動支援指針・県行政参画協働推進計画」に定める展開方向ごとに、施策の実施状況を検証し課題の抽出を行いました。

* 子育てや高齢者の支援、環境・緑化活動、交流行事、国際交流、芸術・文化、防犯・防災など、県民が主体的に住みやすい地域づくりのために取り組む活動全般を指します。地域に根ざしているもののみでなく、地域を越えた特定のテーマに基づく活動も含まれます。

参画と協働のチャンネル活用状況の検証

施策実施にあたって、条例施行前後で参画と協働のチャンネル（広報・広聴、協議会、説明会、アンケート、共同実施、グループ支援、ボランティア活動等）の活用状況の変化を検証しました。

主な施策の実施状況の検証

地域づくり活動登録、県民意見提出手続をはじめ、参画と協働の主な施策についてケーススタディを行い、課題と今後の方向について検証を行いました。

県職員意識・実態調査の実施

県職員（一般行政職、専門職含む）の意識や実態を把握するため、無作為抽出した県職員を対象にアンケートを実施しました。

- ・無作為抽出した県職員 1,000人(回答率95.5%)

検証結果

1 県民の意識と実態

(1) 県民と県民のパートナーシップ（地域づくり活動）

阪神・淡路大震災や参画・協働条例を契機に、多くのボランティア・グループやNPOが生まれ、県民の主体的な地域づくり活動が多様に展開し、また、条例制定後、活動がしやすくなったと感じている県民も多くおられます。活動分野も高齢者介護、子育てなどの福祉分野から、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、防犯・防災、災害救援など多様化が進むとともに、地域に根ざした活動だけでなく、特定のテーマに基づき、必ずしも地域にこだわらない活動が展開されるとともに、「地域通貨」などの新たな手法も各地で導入されつつあります。このように、その裾野は、質・量とも確実に広がりがつつあり、参画と協働という新しい考え方やその意義は、徐々にではあるが浸透・定着してきました。しかし、思いは持ちながら、具体の活動につながっていない県民も多く、このギャップを埋めることが課題であると考えています。

活動を展開するために、県民が求める支援の上位3つは、活動に関する情報提供、リーダー・仲間や活動資金の確保となっています。

- ・社会福祉協議会等登録ボランティア活動団体数（5,196団体 8,208団体 8,785団体）
- ・NPO認証数（326 805）
- ・社会のために活動したい人（37% 43% 45%）
- ・地域づくり活動に取り組んでいる人（17.3%）
- ・条例制定後、地域づくり活動への関心が高まったと感じている人（無作為47.1%、活動68.2%）
- ・条例制定後、地域づくり活動がしやすくなったと感じている人（無作為26.6%、活動53.1%）
- ・地域づくり活動に必要な支援上位3つ（情報提供、リーダー・仲間、資金）

(2) 県民と県行政のパートナーシップ（県行政の推進）

県行政と関わり（意見提言・協働）をもった県民は必ずしも多くありません。そのうち、意見・提言などの「参画」よりも「協働」したことのある県民の方が多く、その結果の満足度も「協働」の方が高くなっています。また、条例制定後、県政が身近になったと感じている県民も多くおられます。

参画と協働の県政を推進するために、県民が求めている取り組みの上位3つは、わかりやすい県政情報の提供、市町との連携、協働機会の拡充となっています。

- ・ 県に提言経験のある人（無作為3.6%、活動19.7%）、満足度(同11.6%、同19.4%)
- ・ 県と協働経験のある人（無作為4.8%、活動30.0%）、満足度(同23.9%、同36.5%)
- ・ 条例制定後、県政が身近になった人（無作為13.7%、活動49.9%）
- ・ 県行政に必要な取り組み上位3位（県政情報提供、市町との連携、協働機会の拡充）

2 市町の意識と実態

基礎自治体である市町では、日常業務が「参画と協働」に直結していますが、条例等の制定(条例・指針等の策定団体 5 7)をはじめ「参画と協働」に関する取り組みは徐々に拡がりつつあります。

その中で、県の取り組みについては概ね肯定的です。しかし、市町が先行して取り組んでいる施策との調整や、地域特性を踏まえた柔軟な対応が必要であるとの意見をはじめ、参画と協働の推進にあたっての県との役割分担と連携のあり方が不明確であるとの意見がありました。一方、県民の視点に立って、施策の効果を相乗的に高めるためには、市町と県がそれぞれの特性を生かして、重層的な取り組みを行うことも有益な場合もあるとの意見もありました。

3 施策の実施状況

(1) 「支援指針・推進計画(H15～H17)」の進捗状況の検証

指針・計画に基づき、県民ニーズを踏まえた多彩な施策を展開してきました。「参画」はもとより、県民の主体性を生かし、多様な主体のネットワーク化を通じて、「協働(県民同士、県民と県)」により力点を置くことで、その結果、さまざまな活動が各地域で展開されつつあります。

- ・ 地域づくり活動応援(パワーアップ)事業支援団体数(506、 478)
- ・ 地域子育てネットワーク立ち上げ数 38市町489校区
- ・ 防犯まちづくりグループ数 482(2,354自治会)
- ・ いきいき県づくりプログラム(兵庫県アクトプログラム事業) 36団体(1,727人) 73団体(7,058人)

しかし、次のような取り組みが不十分な点も明らかになりました。

《地域づくり活動の支援》

- ・ 利用者の視点に立った分かりやすい情報提供(支援情報のパッケージ化)
- ・ 地域に潜在する多様な世代の人材発掘と、ニーズに応じた活動支援
- ・ 地域特性(都市部、農山村部など)の尊重した、柔軟な支援方法の検討
- ・ 活動の主体性や継続性を配慮した支援方法の実施
- ・ 主体の企画・提案能力の向上や、資金調達方法など団体運営に関するノウハウの共有化
- ・ 活動をやすくする財政的支援(優遇税制、寄附文化の醸成等)のあり方の検討
- ・ ひょうごボランティアプラザが中心となった中間支援組織などの支援機関相互の連携支援

《参画と協働の県行政の推進》

- ・ 県民の視点に立った分かりやすい県政情報の発信方法の工夫
- ・ 県民が意見・提言する機会の拡充と、実効性の高い制度の運用の工夫
- ・ 民の知恵や力を生かした、公民協働による施策の拡充
- ・ 県民の主体性を生かした多様な協働のしくみづくり
- ・ 県民参画による行政評価のしくみの検討
- ・ 県民局の現地解決型機能の充実
- ・ 市町と県が連携した参画と協働の施策立案と実施

(2) 参画と協働のチャンネル活用状況の検証

条例施行後、県の施策・事業（962事業）の約35%で多様な参画と協働のチャンネルの一層の活用が進んでいますが、変化のないものも半数強ありました。

よく活用されているチャンネルのうち「広報」は45.1%であり、「協議会、運営委員会、連絡会議」「講座・講習」「説明会」「アンケート」「共催、共同実施、運営参加」「審議会、委員会」「グループ支援、連携」「ボランティア活動」などは10～20%となっています。

条例施行後に導入したものではありません、「ともに取り組む」（「共催、共同実施、運営参加」「ボランティア活動」「グループ支援、連携」など）など、具体的な活動を展開する「協働」に関するチャンネルが多くなっています。今後、参画と協働チャンネルの効果的な活用を図るため、活用ノウハウの蓄積と共有が必要であると考えています。

(3) 主な施策の実施状況の検証

参画と協働を推進する主な施策について、ケーススタディを実施し、共通課題を抽出しました。その結果、県民への分かりやすい情報提供、県民の主体性を生かすような支援方法、地域への浸透・拡がりの工夫、県民はもちろん市町や関係機関との連携などの重要性が改めて明らかになりました。

| 視 点 | 対象事業 |
|------------------------|---------------------------------------|
| 多様な主体間のネットワーク、総合的な活動支援 | ひょうごボランタリープラザの運営（例示） NPOと行政の協働会議 |
| 活動情報の共有 | 地域づくり活動登録の運用（例示） |
| 県民が企画提案・実施する活動への支援 | 地域づくり活動応援(パワーアップ)事業（例示） |
| 協働のモデル事業 | まちの子育てひろば事業 地域ぐるみ安全対策事業 |
| 地域特性を生かした取り組みへの支援 | 地域ビジョン委員による県民行動プログラムの実践 |
| 県民との直接対話 | さわやかフォーラム、さわやかトーク、さわやか県民局 |
| 県政への県民の参画 | 附属機関等の委員の公募 県民意見提出手続の実施（例示） |
| 委託・協働の方法 | 県民等とのパートナーシップによる維持管理 ふるさとの森公園の運営管理 |
| 推進員等の活動 | 推進員等の活動への支援 |

ケーススタディの内容例（成果と課題）

《ひょうごボランタリープラザの運営》 成果、課題

復興基金事業の終了に伴い、ボランタリー基金事業を全県版に拡大
運営協議会(団体、NPO、学識経験者等)による、県民の参画を得た運営
NPOと行政の協働会議等での議論による、きめ細かな助成メニューの展開
災害時、被災地に対する全県的なボランティア活動支援センターとしての機能発揮
分野別支援組織や地域支援拠点等の中間支援組織に対する支援機能を強化
災害救援ボランティアへの支援について、県民局や市町等の行政、市町社会福祉協議会、
災害関連NPO、労働団体や企業などとの協力体制づくり
社会全体でボランタリー活動を支えるための寄附をしやすいしくみづくり
活動支援情報を継続的に更新するとともに、地域内での情報ネットワークの構築を図る
ため、各支援者とのネットワークの強化
退職者や高齢者等のシニア世代の就労生活から培った豊かな経験などを生かすことので
きる活動の機会づくりの促進、地域づくり活動の担い手づくりの支援

《地域づくり活動登録制度の運営》 成果、課題

運用開始(H15.7)以来、登録件数は年々増加し、2,515件(H17.3現在)
登録制度を活用した団体同士の仲間づくりやノウハウの共有が進展
多様な活動支援情報を1箇所ですべて提供できる情報発信システムの充実や、NPO
法人の縦覧・閲覧資料のインターネット発信など、情報発信機能の充実
登録団体間や企業、行政等との交流・連携の機会の強化
登録様式の簡素化など、県民の登録の促進

《地域づくり活動応援(パワーアップ)事業》 成果、課題

身近な課題に地域住民が取り組むことによりコミュニティの形成、地域の活性化に貢献
他の団体との協働による事業実施は増加(77% 85%)
地域団体相互の協働から、地域団体がボランティアグループやNPOと協働した取り組み
地域団体が各種専門家と協働した取り組みへと新たなネットワークも増加
506、478の活動を支援し、県民の主体性を生かした助成であると県民から高い評価
地域団体とテーマ型グループ、NPO、企業など多様な団体による協働の取り組みが一
層多彩に展開されるようネットワーク化のさらなる促進
2007年問題を踏まえて、団塊の世代を地域力の向上に結びつけるしくみづくり
経済的に自立し活動の継続・展開のため、人的ネットワークの形成、活動資源(場所・
資金等)の確保、事業のプレゼンテーション力の向上などのノウハウの蓄積などの支援

《県民意見提出手続(パブリックコメント手続)の運用》 成果、課題

平成14年の要綱制定後、平成14~16年度合計で110案件(31、38、41)に対し、
約5,500人からあわせて約13,700件の意見提出。
1件当りの平均提出意見数は、同3年間平均で約125件(約280件、約105件、
約28件)。平成14、15年度には、極めて多くの意見提出が提出された案件があったた
めに高い数値になった。
意見募集の状況を広く県民に知っていただくため、県の広報媒体の活用、新聞への掲載、
説明会の開催、市町への働きかけ、関係者・関係団体への働きかけなどの広報活動を実
施。いずれの広報活動とも、年々増加傾向にあり、特に市町への働きかけを行った案件
は、全体の半数以上。
案件に応じて、意見募集のタイミングや意見等の提出期間を柔軟に設定できる運用。県
民の目線に立った分かりやすい資料作成。
意見募集にあたって、多様なメディアの活用と、関係市町・団体等との連携を図るなど
周知機会の拡充。制度の趣旨や仕組みについて県民への一層の周知・浸透。
県民の誰もが意見を提出できるように多様な提出方法の確保。フォーラムや説明会等を
合わせて実施するなど、個々の案件の実情に応じ、より意見の提出しやすい方法の活用。
一地域に影響が限定されるような特定の地域に係る案件については、柔軟かつ効果的な
方法での実施。また、法令等に県民の意見を反映する手続等が規定されている場合は、
法令等の趣旨を踏まえ、原則として県民意見提出手続にかかわらず、より効果的な意見
聴取方法を工夫。
制度趣旨や説明責任のスキルの向上、研修等の拡充を通じた職員意識の改革と能力向
上。庁内自治の原則に基づき実施機関の主体性を尊重した、迅速かつ効率的な事務処理。
国の行政手続法の改正の趣旨や他府県の動向を踏まえた制度の見直し。

(4) 県職員意識・実態調査の実施

参画・協働の意義、重要性については、一定の理解が進んでいますが、ノウハウ
や現場経験の不足から、具体的に事業にどう取り入れていけばよいのかがわからず、
戸惑っている職員が多いのが現状です。

また、自らの地域で活動に取り組んでいる職員は必ずしも多くはありません。

- ・導入の課題(力がない38.3%、手間が増える33.4%、認識に差がある24.0%)
- ・地域づくり活動に取り組んでいる(23.7%)

4 検証で明らかになった課題

(1) 参画と協働を推進するための基本(共通)課題

県民の視点に立った分かりやすい情報の提供・共有

参画と協働を普及・浸透させるための基本は、県民の視点にたった分かりやすい情報の提供と共有です。これまでの取り組みの上に、総合的な支援情報の提供などに努めていくことが必要です。

- 1 支援情報の一体的な提供（情報のパッケージ化）

課題やテーマごとに縦割りではなく、関連する支援情報の一体的な提供（支援情報のパッケージ化）や、活動をはじめたい人、拡げたい人など目的に応じた情報提供の工夫が重要です。例えば、コラボネット登録者相互の情報交換・検索機能の向上を含めた情報提供システムの構築や、実践活動者(瀬織)の視点にたった地域づくり活動のノウハウを分かりやすく提供することなどが必要です。

- 2 県民とのコミュニケーションを促進する広報の推進

多様化・高度化するメディアの特性に応じた効果的な活用とあわせて、世代を問わずに確実に情報を伝える紙媒体の活用も重要です。また、若者や高齢者など対象世代を意識した広報や、単にお知らせ型広報ではなく双方向性のある広報のあり方など、県民の参画と協働を進める広報活動の推進が必要で

担い手づくりと継続的な活動に向けた能力アップの支援

多彩な地域づくり活動の裾野をさらに広げていくためには、活動に取り組みたいと思いながら、具体的な活動につながっていない県民をはじめ、企業、団体等に対するきっかけづくりが必要です。さらに、支援にあたっては、地域社会の共同利益の実現という視点から、県民の主体性や活動の継続性に十分配慮することが重要です。

- 1 地域に潜在する担い手の発掘

地域づくり活動の裾野を広げるためには、地域づくり活動に取り組むきっかけを組み込んだ学ぶ機会の拡充や、活動に取り組む拠点の確保が必要です。その中で、多様な世代、特に若い世代や2007年頃から退職期を迎える団塊の世代、女性、高齢者が、活動に取り組もうとした時に、能力を生かして気軽に入っていける「場や情報」を確保しておくことが必要です。さらに、事業者、団体、大学等が地域社会の一員として、地域づくり活動に取り組んでいただく仕組みづくりが重要です。

- 2 地域社会と連携した推進員（OB・OG含む）等の活動支援

各種の推進員や、県民に主体的に活動していただく仕組みである地域ビジョン委員やこころ豊かな人づくり 500 人委員会(OB・OG 含む)の活動は、地域社会や異なる分野のリーダー等とのつながりが弱いため、地域や分野の拡がりที่ไม่十分な面は否定できません。このため、地域社会やさまざまな地域活動リーダーとをつなげていく仕組みや場づくりに取り組むことが重要です。
- 3 地域づくり活動の担い手の能力アップの支援

地域づくり活動を支える担い手の能力アップを支援するため、活動の課題別リーダーの育成をはじめ、地域づくり活動に取り組む実践的なノウハウなどを学べる習熟度別の講座・研修機会の拡充と、学習機会のネットワーク化が必要です。また、県民の主体性と活動の継続性を念頭に、自律的な活動の拡がりにつながるように配慮し、身近な活動主体である地域団体や NPO 等の企画力の向上、組織運営や活動資金調達ノウハウの提供などについて、市町との役割分担に配慮しつつ支援を行うことが必要です。
- 4 活動を高めるニーズに応じたきめ細かな支援

多様なニーズに応じて、利用者の視点に立った支援項目のメニュー化など柔軟な支援方法の工夫が重要です。また、「地域通貨」をはじめ県民の創意工夫を活かして各地で展開されている新たな仕組みなどについて、情報提供や交流の場づくりなどを通じ、さらなる展開を支援していくことが必要です。一方、企業や財団等が、寄附や助成を行いやすい環境づくりに取り組むことも重要です。さらに、地域づくり活動の意欲を高めていただくきっかけとして、企業等から資金を募り、優れた地域づくり活動の顕彰を通じて、活動団体と企業等の資金提供者とのマッチング機会を提供する「アワード」のような仕組みの活用・充実も必要です。

地域づくり活動のネットワーク化の充実

県民一人ひとり、地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO、大学、事業者、行政など地域社会を構成する多様な主体が、それぞれの特性や専門的な知識・ノウハウを生かして、交流・連携・協働することが、地域づくりの新たな展開を図るために重要です。さらに、多様な支援機関相互の連携強化による支援施策の効果的な展開に取り組むことが急務です。

- 1 出会いと連携の場づくり

地域社会を総合的に担っている地域団体と、専門的な知識・ノウハウを持った NPO などが連携し、また異なる特性を持つ地域が連携することにより、地域づくり活動がさらに広がるよう、多様な主体

の出会いと連携の場づくりが重要です。このため、身近な地域を舞台とした活動の場の充実を図るほか、ボランティアプラザや生活創造センターなどの支援機関、行政との連携のもと、例えば、県民局における地域づくり活動サポーターが中心となり、地域づくり活動を担っている人材やコーディネーターなどの出会いの場となるサポーターのネットワークを構築することが必要です。また、企業等の持つボランティア活動に関する潜在的な資源を、地域団体やボランティア団体、NPOなどとマッチングする仕組みが必要です。

- 2 中間支援組織への支援

多様な主体や活動のネットワーク化とともに、支援機関相互の連携強化を進めるため、個々の団体、NPOを応援する、例えば、自治会、婦人会などの地域団体、職能団体などの全県・広域組織や、市町ボランティアセンター、コーディネートに重点を置いたNPOなど、中間支援機能を持つ多様な組織への支援が重要です。特に、ひょうごボランティアプラザは、その核として、中間支援組織への支援の考え方の検討や、地域別・分野別の支援機関の連携強化に向けた取り組みを含めて、地域づくり活動全般の支援機能の強化を図ることが必要です。

- 3 災害時等を想定したネットワークづくり

災害時等の非常事態には、被災地内外からのボランティアの迅速な受入・配備体制づくりなどが緊急な課題となります。このため、市町・県等の行政、市町社会福祉協議会、災害関連NPO、労働団体、事業者などの日常的な交流・ネットワークのもと、非常時の対応などについて検討を行い、万全の体制を整えておくことが必要です。

公民協働による効率的な施策の実施

県民とともに「新しい公」を担っていくための施策実施手法は、震災を契機に、被災者復興支援会議などを生み出し、また、県民主役・地域主導で「21世紀兵庫長期ビジョン」を策定するなど、大きく進展しましたが、未だ発展途上であるため、今後は、これまでの経験を継承・発展させながら、「公民協働」という視点に基づき、地域特性を踏まえながら、地域ぐるみでより多くの県民を巻き込んでいく様々な仕組みについて検討を深めることが重要です。

- 1 過程を重視した政策の立案・実施

県民や関係機関等との過程を重視した政策形成、各種の協議会など多様な主体が知恵や力を出し合って協働できるしくみの実効性を高めることが必要です。県民意見提出手続、さわやか提案箱をはじめ、意見提出や提言できる制度の的確な運用や、審議会等への委員公募制度の積極的な広報、県民フォーラムなど県民との対話する手

法について、積極的に地域に出向くなどの効果的な活用も重要です。また、県民からの提案を目にみえる形で共有し、県民と一緒にあって事業展開につなげるような新たな仕組みの検討も重要です。

- 2 県民の主体性を高める施策の実施

県民の主体的な地域づくり活動の活性化に大きな成果を生み出した、地域づくり活動応援(パワーアップ)事業や地域協働事業で培ったノウハウを発展させながら、県民の主体性を高めるとともに、形だけでなく実態のある活動を継続させていくための視点を、さまざまな施策の中にかかしていくことが必要です。例えば、県民が企画提案し、公開の場での審査を経て、支援を決定・評価し、ノウハウを共有するしくみや、県民が選択できる支援項目のメニュー化を含めて、地域の実情に応じて、幅をもって柔軟に支援を行うしくみなど、県民の主体性を育むような施策実施方法を工夫していかなければなりません。

- 3 公民協働による施設の管理・運営の推進

地域団体や NPO の活動領域が拡大し、官と民の「中間領域」において、多様な主体との「公民協働」を推進するための仕組みづくりが重要です。このため、例えば、アドプトプログラムを地域づくり活動の活性化につなげる工夫、指定管理者の公募、公設民営方式による施設運営方法や、公民協働事業の展開を図るルールづくりの検討も必要です。

市町と県との役割分担、連携強化

「参画と協働」の展開のためには、市町と県との適切な役割分担と連携が重要です。地域づくり活動の支援にあたっての県の役割は、全県で共通に取り組む広域課題や、先導的・専門的課題を中心に、先導施策を立案することを基本に、地域づくり活動のネットワーク化に対応することです。このような考え方のもと、広域自治体としてのテーマ設定とともに、市町の主体性を尊重し、先行している市町との調整や、例えば都市と農山漁村地域などで実施方法に幅を持たすなど、地域特性に応じた柔軟な手法で施策を実施することが必要です。また、県民の視点に立って、施策の効果が相乗的に高まる場合には、市町と県がそれぞれの特性を生かして、重層的な取り組みを行うことも有益であるとの意見もあります。

このため、市町と県が対等のパートナーとして、施策立案段階から情報を共有し、県民ニーズを踏まえた施策の立案・実施に向けて、意見交換を行い、協働していくことが重要であり、そのための場、仕組みを検討することが必要です。特に、参画と協働は成熟時代の自治体運営にとっても重要な課題であり、市町と県はもちろん、県民とその必要性について共通認識を持つておくため、県民への意識啓発や、施策の立案・広報・実施について市町と一緒に取り組んでいかなければなりません。

県民に目に見える分かりやすい形での展開

これまでさまざまな成果を生み出しつつある「地域協働」の考え方をもとに、県民生活が営まれる地域社会で、多様な主体がともに考え、ともに取り組む協働の姿が目に見える形で実感できる事業を展開することが、地域のつながりを強め、参画と協働の裾野の拡大につながると思われます。このため、みんなで共有できる広域的な共通テーマを設定するなど、地域が一体となって協働する取り組みが必要です。

(2) 参画と協働の推進体制に関する課題

県職員の意識改革

参画と協働に基づく県行政を推進するため、職務執行に必要な専門的能力の向上が当然ですが、成熟時代に求められる行政能力の一つである、県民の参画・協働を推進するための見識と資質を、これまで以上に高めることが重要です。

このため、例えば、現場主義の徹底や、実践的な研修の拡充などを通じて、県職員の意識改革に強力に取り組むことはもちろん、県民の視点にたった行政能力を向上させるため、これまでの知見やノウハウを共有するとともに、参画と協働のチャンネルの活用方法等を分かりやすくまとめた施策実施のためのガイドラインなどの作成が必要です。また、県職員が地域社会の一員として、地域づくり活動に参画・協働しやすい職場環境づくりなどの検討も必要です。

県民局の現地解決型機能の一層の拡充など推進体制の整備

参画と協働に県政を推進するため、これまでも、県民局と本庁の連絡・調整体制を整備してきましたが、今後さらに各種施策の効果的・効率的な実施、地域の状況を踏まえた新たな施策の立案・実施に取り組むことが重要です。

このため、県民局の現地解決型の政策形成機能の一層の向上を図るとともに、参画と協働の総合窓口機能の拡充など、県民に分かりやすい体制の整備しながら、市町との密接な連携に基づく地域づくり活動の支援に取り組むことが重要です。また、本庁各部局においても、県民の視点に立った参画と協働施策の立案・実施にこれまで以上に努めることが必要です。さらに、県民政策部が中心となり、各部局間の総合的な連絡・調整機能の強化を図ることが必要です。

(3) 今後のフォローアップの進め方に関する課題

参画・協働条例では、参画と協働の施策の進捗状況を常にフォローし、より実効性のあるものとするため、県民生活審議会での審議を行った上で、毎年、参画と協働の推進に関する施策の実施状況をまとめた「年次報告」を作成することとしています。「年次報告」の中では、1年間の成果と課題とともに、今後の推進方向を含めて明らかにしています。このため、「年次報告」を活用しながら、柔軟・迅速に進捗状況をフォローアップするためのしくみを検討していくことが必要です。

1 基本方針

(総括評価：各地域での参画と協働の拡がり)

検証の結果をみると、県内各地で県民の主体的な地域づくり活動が多彩に展開されるなど、参画と協働により「新しい公」を担っていこうという考え方や取り組みは、徐々にではありますが確実に県民に浸透・定着しつつあります。また、市町でも、活動支援の拠点の設置をはじめ、地域特性を生かして、さまざまな形で地域づくり活動の支援に取り組んでいます。

これらは、成熟時代の到来という時代背景はあるものの、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、参画・協働の理念を明らかにした参画・協働条例の施行と、条例に基づくさまざまな取り組みによる効果も大きいと考えられます。

(対応方針：参画・協働条例理念に基づく着実な推進)

情報の共有、活動の担い手づくり、公民協働の施策実施、市町との役割分担と連携など検証で明らかになった課題については、参画・協働条例の中に、その考え方は既に規定しており、条例内容・構造そのものに関するものでなく、運用の課題であると考えられます。

このため、検証を経て、参画と協働の第2段階を迎えるにあたっては、地域社会の共同利益の実現と、県行政の推進という2つの場面での参画と協働の理念や、基本的な推進方策を明らかにした参画・協働条例のさらなる普及・浸透に努めながら、条例の運用や具体的な施策の実施方法を工夫することがより効果的です。

(指針・計画の補強・改定、個別施策の実施方法の工夫)

具体的には、条例理念を具体化し、参画と協働関連施策の展開方向を示す「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」について、補強・改定することを基本とします。なお、同指針・計画の期間については、県政推進の基本方針である「次期全県ビジョン推進方策」の期間とあわせて、5年とすることとします。ただし、毎年フォローアップを踏まえて、必要に応じて、期間途中の見直しも想定しておきます。

さらに、県民意見提出手続制度の改正や、地域づくり活動登録(コラボネット)の機能拡充など、個別施策の実施方法に工夫・改良を加えるなど、迅速で柔軟な対応を通じて、県民の参画と協働の取り組みを一層、推進することとします。

(今後のフォロー：年次報告の活用)

参画と協働を巡る状況の変化は早く、迅速かつ柔軟に対応していくことが必要です。このため、参画・協働条例では、参画と協働の進捗状況をフォローするために、県民生活審議会での審議を行った上で、毎年、参画と協働の推進に関する施策の実施状況をまとめる「年次報告」を作成することとしています。この中で、1年間の成果と課題とともに、今後の推進方向も明らかにするなど、時宜を逃さず、施策の補強・改善に向けた検討を行っています。

今後は、県民の意見も聴きながら、多彩な地域づくり活動の事例なども組み込むなど、県民に分かりやすい「年次報告」の作成を通じて、毎年、参画と協働の施策の迅速なフォローアップに努めていくこととします。

2 指針・計画の補強・改訂

(1) 補強・改定の方針

「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」は、参画・協働条例の理念を具体化し、参画と協働関連施策を展開するための基本となるものです。このため、基本構造を継承しながら、検証で明らかになった課題を踏まえて、「重点取組項目」などについて補強・改定することとします。

(2) 補強・改定のポイント

現時点で想定している「支援指針・推進計画」の補強・改定の主なポイントは次のとおりです。詳細は、今後、県民生活審議会での審議を行った上で、県民意見提出手続等を実施しながら、検討を深めます。

目的・役割等

計画期間は、「次期全県ビジョン推進方策」とあわせて、5年とします。また、「毎年度の推進と評価」の中で、年次報告の活用によるフォローアップを行っていくことを明らかにします。

兵庫が描く参画と協働

市町と県の役割分担と連携については、「多様な主体の連携と役割」の中で、参画と協働の推進に関する政策の形成・実施にあたり、地域特性を踏まえた上で、市町との調整、連携を図ることの重要性を補強します。

参画と協働の展開方向

「県民主役の展開」の中で、地域づくり活動が県民の主体的な活動であることを踏まえた上で、活動の継続性の確保が重要であることを強調します。

地域づくり活動の支援の方向（地域づくり活動支援指針）

参画と協働の取り組みの裾野を広げるため、多様な情報を県民の視点に立って使いやすく提供することや、リーダーの育成をはじめ、地域に潜在する多様な人材(若者、団塊の世代、元気な高齢者、女性など)の参画と協働を促すことなどを補強します。また、地域づくり活動に取り組む県民同士の情報交換や、出会いの場、交流の場づくりに取り組むことを補強します。さらに、県民の主体性や活動の継続性に配慮し、ニーズを踏まえた柔軟な支援を行っていくことの重要性についても強調します。

参画と協働の県行政推進方向（県行政参画・協働推進計画）

県民主役の県行政を推進するため、県民が主体的に選択できる分かりやすい情報提供を基本に、県民が意見・提言しやすく、その結果を確実にフィードバックする(説明責任)ことの重要性を強調します。また、県民の知恵や力を生かした、協働事業のさらなる展開や、公民協働の施策の立案・実施に取り組むことなどについて補強します。

参画と協働の推進に向けて

「地域協働」の考えに基づき、みんなで共有できるテーマを設けるなど、「地域協働」の考えに基づき、みんなで共有できるテーマを設けるなど、地域が一体となって協働する取り組みなどを補強します。さらに、現場主義の徹底、実践的な研修の拡充などを通じた職員の意識改革とともに、県民局の参画と協働の推進体制の明確化、庁内連絡調整機能の向上などを補強します。

地域社会の共同利益の実現
(県民と県民のパートナーシップ)
地域づくり活動支援指針

多くのボランティア・グループやNPOが生まれ、県民の主体的な地域づくり活動が多様に展開
活動分野も高齢者介護、子育てなどの福祉分野から、まちづくり、芸術・スポーツ、防犯・防災など多様化
協働の考え方や意義は、徐々にではあるが浸透・定着しつつあり、その裾野は、質・量とも確実に拡大
参画・協働の思いがありながら、具体的な活動につなげていない県民も多く、このギャップを埋めることが必要

地域での活動の拡がり例

| 活動分野 | 活動例 |
|-----------|--|
| 高齢者への支援 | 高齢者への食事サポート(コミュニティレストランの運営)(NPO ひまわり会) |
| まちづくり | みどり豊かで安全なまちづくり(深江地区まちづくり協議会) |
| 環境の保全 | リパークリールン エコ炭銀行(養田まちづくり委員会) |
| 防犯防災活動 | 地域の男性が力を合わせた安心で安全な街づくり(浜町メンズクラブ) |
| 国際交流 | 国際理解教育の推進(NPO 法人 国際教育文化交流協会) |
| 少子・子育て支援 | 子育てサロン(子育てサロン八鹿・伊佐・高柳) |
| 地域経済の活性化 | 安心安全で美味しい有機野菜づくり(おおや高原有機野菜部会) |
| 公共施設の管理運営 | 丹波並木道中央公園の企画運営(大山下自治会 他) |

| 主体の連携 | 活動例 |
|----------|---------------------------------------|
| 地域団体とNPO | 地域で見守る高齢の自立支援(芦屋市自治会連合会+NPO 湊にっち倶楽部等) |
| 地域団体と企業 | ながた「ぼっかけカレー」からまちづくり(エム・シーシー食品株) |
| 地域団体と大学 | 阪神尼崎周辺商店街の活性化(阪神尼崎駅前商店街+甲南大学) |

施策の効果の検証

(1) 県民や市町の意識や実態の把握
県民意識・実態調査
参画・協働出前会議
市町との意見交換

(2) 施策の実施状況の把握
指針・計画の進捗状況
チャネルの活用状況
主な施策のケーススタディ
県職員意識・実態調査

支援指針に基づく施策の展開

新たな活動を生み、育む

- 地域づくり活動登録の運用
- 地域ぐるみ安全対策事業
- 地域づくり活動サポーター
- “子どもの冒険”ひろば事業
- 生活創造大学
- 高齢者大学地域活動実践講座
- まちの子育てひろば事業

活動を高め、支える

- 地域づくり活動応援(パワーアップ)事業
- 生活創造センター構想の推進
- 防災協働社会を担う人材の育成
- 「食の健康運動リダー」の活動支援
- 県民交流広場事業(仮称)Eテル事業
- ひょうごボランティア-基金による各種助成

活動をつなぎ、広げる

- ひょうごボランティア-プラザの運営
- 子育て応援ネット(地域子育てネットワーク事業)
- コナリと共生する地域づくり
- 北はりま田園空間博物館交流推進事業
- いなみ野ため池ミュージアム創設プロジェクト
- あわじ菜の花エコプロジェクト

情報のパッケージ化や県民とのコミュニケーションを促進する広報の推進など、**県民の視点に立った分かりやすい情報の提供・共有**

地域に潜在する人材の発掘など**担い手づくり**と、ニーズに応じたきめ細かな支援等を通じた**継続的な活動に向けた担い手の能力アップの支援**

多様な主体の出会いと連携の場づくりや中間支援組織への支援などを通じた**地域づくり活動のネットワーク化の充実**

県民が主体性を高める施策の実施や**公民協働による効率的な施策の実施**

広域的・専門的課題に対する先導的施策の立案や、地域特性を踏まえた柔軟な施策の実施を基本に、市町と情報共有・意見交換などを通じた**市町と県との役割分担、連携強化**

「地域協働」の考え方のもと、地域社会のみんなが、協働が実感できるような、**県民に目に見える分かりやすい形での展開**

現場主義の徹底、ノウハウの共有により、成熟時代に求められる行政能力の一つである参画と協働に関する**県職員の意識改革**

県民局の現地解決型機能の一層の拡充、県民政策部が中心となった連絡・調整体制の強化など**推進体制の整備**

個別施策・事業の課題については、制度改正や実施方法の工夫・改善により対応

県行政の推進
(県民と県行政のパートナーシップ)
県行政参画・協働推進計画

推進計画に基づく施策の展開

条例制定後、県政が身近になったと感じている県民が多い
意見・提言などの「参画」よりも「協働」したことのある県民の方が多い。その結果の満足度も「協働」の方が高い
県行政と関わり(意見提言・協働)をもった県民は、必ずしも多くない

県民と情報を共有する

- 印刷・電波・映像媒体、インターネット等各種媒体による広報活動
- 政策評価の実施と評価結果の公表
- 広報戦略の推進体制づくり
- 美しい兵庫指標の運用

県民と知恵を出し合う

- さわやかフォーラム、さわやかトーク、さわやか県民局
- 県民モニターを活用した広報・広聴の推進
- 附属機関等の委員の公募
- さわやか提案箱
- 県民意見提出手続の実施
- NPOと行政の協働会議

県民と力を合わせる

- 県民とのパートナーシップによる維持管理(アドプトプログラム)
- 参画と協働による公園運営(有馬富士公園他)
- まちの保健室事業
- 推進員等の活動への支援
- コミュニケーション型県土づくり事業
- ふるさとの森公園の管理運営(やしろの森公園他)
- 地域ぐるみ安全対策事業(再掲)

検証結果に基づく対応

(総括評価)
県民の主体的な地域づくり活動の多彩な拡がり
条例とそれに基づく多様な施策が一定の効果発揮

(対応方針)
参画・協働条例のさらなる普及・浸透
条例の運用や、県民意見提出手続の改正、地域づくり活動登録の拡充など、具体的な施策の実施方法の工夫・改善

「指針・計画」の補強・改定

- 期間：5年
- 県議会との協議や、県民生活審議会での審議を経て、平成18年3月改定予定

(今後のフォローアップ)
年次報告の効果的な活用による迅速なフォローアップ